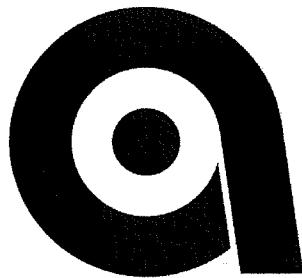


日本マッサージ新報

平成27年4月1日（水曜日） 第76号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発 行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発 行 人：時任基清

編集・印刷人：笠原 稔

事務局内で製版・印刷・製本

点字 版：日盲連点字出版所

音 声 版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電 話：03-3200-0031

F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

ホーメーディアドレス URL：<http://nichimakai.or.jp>

目 次

卷頭言「あん摩マッサージ指圧（あマ指）学術研究の現状」	
会長 時任基清……………	2
平成26年度 第4回理事会開催結果報告……………	3
第3回 通常総会等開催についてご案内……………	4
死を招いた危険な「無資格マッサージ」……………	5
平成27年度団体損害保険のご案内について……………	6
「横浜マラソン2015 日マ会の指圧奉仕活動報告」……………	7
業界関係ニュース	
・中国ブロック三療研修会を鳥取で開催……………	9
・第6回あはき等法推進協が四谷で開催……………	9
・東洋療法研修試験財団カード作業部会が開催……………	10
・第7回あはき推進協が東京・四谷で開催……………	10
編集後記……………	11

巻頭言

あん摩マッサージ指圧（あマ指）学術研究の現状

会長 時任 基清

筆者が、あはき資格取得に向けて勉強していた頃「マッサージには西洋医学的に治効の根拠があるが、鍼灸は『おまじない』に毛の生えたようなものだ」と言っていた。現状は完全な逆転状態で、鍼灸に関する学術論文は毎年、世界中で数百本発表されているが、一方あマ指関係の学術論文は医学的に評価し得るものはごく少ない。

日マ会としてはこの状況に危機感を持ち、3年程以前からはなはだ少額ながら関係の大学等に研究委託を行なっている。

公益財団法人東洋療法研修試験財団「以下（財団）という。」では毎年5本～6本の研究委託テーマを募集し、適切な選定により研究委託を実施しているが、例年その内一本はあマ指関係のテーマであった。

しかし、平成26年度は全て鍼灸関係となったので、財団評議員会に於いて指摘され、改善することになっている。

これは事実上止むを得ない部分があり、現在国内にある「あはき」の高等教育研究機関で、あマ指の教育・研究を行なっているのは、僅かに筑波技術大学一校に過ぎない。このことからも「19条不要論」や「19条所悪の根源論」などが現われる下地となっている。

19条問題は現在、社会福祉法人日本盲人会連合あはき問題戦略会議で検討中なので、ここでは触れない。

現在、医学会ではEBM（理論に根ざした医療）が標準であり、あはきが健保で継子扱いされるのも、まさに「あはきには治効理論（エビデンス）がない」との評価を跳ね返す原動力が必要である。

あマ指のエビデンスを確立するには、業界の統一カルテを作り、全国業友

の施術録を纏めてエビデンスを明らかにする必要があると考える。

いずれにしても我々施術者が「研究は大学や学会が行なうもの」と考えるのでは無く、我々一人ひとりの施術結果がエビデンスに通じるとの自覚を持つべきだろう。

些事ではあるが、今年は任期満了に伴う役員改選期に当たる。本会定款では、理事は総会で選任し、理事の中の役割（正副理事長・専務理事など）は理事会において互選する規程となっている。しかしながら、役員人事は会の発展に関係の深いことでもあり、会員・愛読者のご意見をお寄せ頂きたいものである。

～～ 平成26年度 第4回理事会の開催結果報告 ～～

平成27年3月13日（金）午前9時より日本盲人福祉センター研修室で開催され、理事総数11名に対し9名の出席を得て理事会は成立。又、監事2名の出席をもって次に掲げる議題について審議・報告がなされました。

[審議事項]

- 第1号議案 平成27年度事業計画（案）について
- 第2号議案 平成27年度収支予算（案）について
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選について
- 第4号議案 諸規定等承認について
- 第5号議案 その他

[報告事項]

- 1) 平成26年度（4月～1月）の財務状況報告
- 2) 平成26年度（第3四半期）業務執行理事・担当委員の職務執行状況報告

<議事の経過及びその結果>

午前9時00分、高橋専務理事より定足数について「理事総数11名のうち9名、監事2名が出席、理事会は有効に成立した」旨の報告があった。引き続いて高橋専務理事の司会により理事会の開会を宣言し、時任会長の「会長挨拶」のあと、定款第33条の規定により、時任会長を議長として議事を

進行。

第1号議案の「平成27年度事業計画（案）」については、事務局より詳細説明をおこなった。「あま指師の資質向上を図る事業」で、具体的な内容を記載する旨の提案が監事よりあったが、事業計画に於いては現状通りとし、事業報告に於いて、明記する事となった。議長は質疑の後、承認を求めたところ出席者全員の挙手により承認可決された。

第2号議案の「平成27年度収支予算（案）」については、高橋専務理事より詳細説明を行った。一部「正味財産増減計算書（案）」で増減項目に於いて、誤りがあり、訂正後の確認は正副会長会に一任する旨の了解を得て、議長は質疑の後、承認を求めたところ出席者全員の挙手により承認可決された。

第3号議案の「任期満了に伴う役員改選（案）」の件について、議長案を事務局より説明し、出席者全員の挙手により承認可決された。

第4号議案の「諸規定等承認」について、事務局より詳細説明をおこなった。議長は質疑の後承認を求めたところ出席者全員の挙手により承認可決された。

第5号議案「その他」について、役員より入会・退会について、定款第6条に「理事会が審議し決定して通知する」とあるが、その都度の理事召集に難しさがある為、月次の入・退会について書面決済とし、年3回（5月、10月、2月）の理事会で報告する等の提案があった。また、ホームページ上に無資格者対策など情報を掲載するよう提案があった。議長は質疑の後、本議案について承認を求めたところ、出席者全員の挙手により承認可決された。

審議事項に引き続き報告事項を議長の指名により、高橋専務理事が平成26年度（4月～1月）の財務状況報告、事務局より平成26年度第3四半期の業務執行理事の職務執行状況について報告を行い、質疑の後正午に理事会を閉会した。

～～ 第3回 通常総会等開催についてご案内 ～～

第3回通常総会を、次の如く開催致しますのでご案内いたします。

開催日時：平成27年5月28日(木) 13:00～16:30

開催場所：サイプレスガーデンホテル

〒465-0002 名古屋市熱田区金山町1-9-8

TEL 052-679-1661

議題（予定）

【審議事項】

第1号議案 平成26年度事業報告について

第2号議案 平成26年度財務諸表について

—監査報告—

第3号議案 任期満了に伴う役員改選について

第4号議案 その他

【報告事項】

1) 平成27年度事業計画並びに収支予算について

【懇親会】

17:00～19:00迄 当ホテル内にて開催（会費3,000円/1人）

～～死を招いた危険な「無資格マッサージ」～～

副会長 広報担当委員長

笹原 稔

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会「以下（日マ会）という。」では、無資格者、無免許者一掃運動に取り組んでおります。国民に安心安全の施術を受けて戴くためにも、厚生労働大臣国家試験免許を持ったあん摩マッサージ指圧師「以下（アマ指師）という。」以外の店に行くことが危険であると新聞等の報道で明らかになった。又、国民生活センターにも健康被害等多くの苦情・相談が寄せられています。

最近の新聞報道では、大阪市淀川区で2014年6月、「身体の機能を回復する」と謳った乳幼児向けマッサージのような施術を受けた生後4ヶ月の男児（神戸市）が死亡した事件で、業務上過失致死容疑で逮捕されたNPO法人理事長、姫川尚美容疑者（57）が、男児を太ももの上に長時間うつ伏せの姿勢で乗せ、頸（けい）動脈部分を繰り返しもんだ疑いがあることが3月4

日、大阪府警への取材で分かりました。

プロである私たち「あマ指師」では、考えられないような痛ましい事故であり、関係する機関・人びとで再発防止策を構築する必要を痛感しました。

この種の事故は氷山の一角であり、顕在化されていない事故・被害の情報は数多くに及んでいます。被害者の個人情報は、なかなか手に入りませんが身の回りに被害を受けた方がおりましたらご連絡いただければと思います。会員の皆様と共に、無資格者問題の手がかりになればと思いつますので、粘り強い運動を展開して行こうではありませんか。

なお、関係団体である「社会福祉法人日本盲人会連合あはき問題戦略会議」では「手技による危害事例を収集し」無免許者撲滅に向けての法廷闘争おも辞さない姿勢で運動に臨んでおります。

～～ 平成27年度団体損害保険のご案内について ～～

【事務手数料について】

平成27年9月の更新・新規加入者並びに以後の新規加入者に対しまして、事務手数料として、お一人様（ご家族を含めまして）「300円」を徴収いたしますので、ご了承願います。

【保険内容】

1. はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

1) 業務危険の補償

日本国内に於いて「はり、きゅう、あん摩マッサージ」もしくは指圧の業務に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

2) 施設危険

被保険者が「はり、きゅう、あん摩・マサージ」もしくは指圧の業務を遂行するために所有、使用もしくは管理する施設もしくは設備、またはその業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被

保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

※上記の「業務危険」のみの保険と「施設危険」をセットになった保険がございます

2. 団体総合生活補償保険

- 1) 日常生活でさまざまな傷害事故が支払い対象となる保険です。
- 2) オプションとして「携行品損害補償特約」がございます。

3. 個人賠償責任危険補償特約付 総合傷害保険

日常生活の事故によるけがのため死亡または後遺症が生じた場合の補償と、また日常生活に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を損壊して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いいたします。

4. 団体所得補償保険

病気やけがで就業不能になった場合に免責期間を超える就業不能期間について所得補償金を受け取ることができる保険です（ご加入は、年1度の9月です）。

尚、保険料・保険金など詳細については、「団体損害保険のご案内」をご覧ください。

～～「横浜マラソン2015」

日マ会が指圧奉仕 ～～

平成27年3月15日（日）、曇天の中、横浜みなとみらいにおいて、市民参加型のフルマラソン大会として初の「横浜マラソン2015」が開催されました。

横浜マラソン組織委員会が、日マ会をはじめ神奈川県鍼灸マッサージ師会・神奈川県鍼灸師会・神奈川県指圧師会・神奈川柔道整復師会・スパイラルテーピング協会の6団体に対して、ランナーへのサービスの一環として「ケア・コンディショニングサービス」の実施依頼がありました。

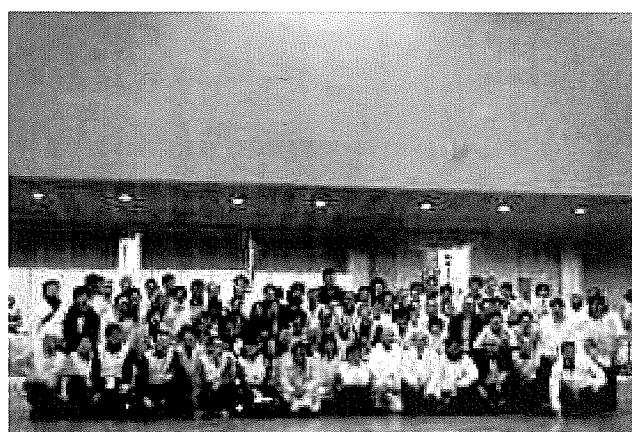
日マ会は神奈川会員11名に加え千葉会員2名、合計13名が参加し奉仕

活動をおこないました。

前日の18:00~20:30まで、小谷田と長岡を含め4団体6名で簡易ベット33台と備品などを会場に搬入しました。

ケア・コンディショニングサービス実施要員は、翌日8:00に奉仕活動会場であるパシフィコ横浜展示ブースに集合、9:30~15:30までの間、日マ会をはじめとする上記4団体の総勢95名が簡易ベット33台において、リタイヤ選手を含め合計508名の方々に指圧マッサージと鍼を提供し大変喜ばれました。また受付、アンケート、案内などのアシスタントスタッフは東洋医療専門学校の学生26名が担当して活躍して戴きました。

まさに鍼灸マッサージ業界が一つになって連携、連帯して行った画期的な奉仕活動でした。



奉仕員全員集合



奉仕活動風景



日マ会奉仕活動メンバー

業界関係ニュース（点字JBニュース等から）

～～ 中国ブロック三療研修会を鳥取県米子市で開催 ～～

平成26年11月29日、30日、日マ会鳥取地域、鳥取県視覚障害者福祉協会共催「平成26年度中国ブロック三療研修会」が米子市皆生温泉、ホテルウェルネスインほうき路で、各県から約35名の代表者の参加を得て開かれた。

29日は、日マ会時任会長による基調講演「中央情勢報告」に続き、日盲連あはき協、小川会長、地元三療部会長の3名によるパネルディスカッション・クロストークで、会場の意見も加えて「無資格・法律問題」「保険取扱」「資質向上」「組織強化問題」など、現状認識から「マッサージの将来について」と題して意見交換を行なった。30日は、元、鳥取盲学校理療科教諭、大西雅広氏による講演「手に触れる自然治癒力と手技療法」の講演、実技指導を受講した。尚、平成27年度研修会は岡山県で開催予定。

～～ 第6回あはき等法推進協が四谷で開催 ～～

あはき等法推進協議会（代表、杉田全鍼師会会长、推進協）の平成26年度第6回会合が12月19日、東京、四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協小川会長・須藤副会長、日マ会時任会長・笹原副会長・野本理事など、加盟団体を代表する委員が出席した。

席上、報告・協議された主な事項は

- ①柔整健保療養費の受領委任払いを止めようという動きが保険者の間にある
- ②NHKラジオ第1放送「健康ライフ」で放送された「変形性膝関節症は整形外科か整骨院に行くよう」とのコメントに対する抗議文については、当面保留。
- ③リンパドレナージ（重症浮腫治療）の保険点数は看護士、PT、OT等に認められる方向だが、鍼灸マッサージ師を含む者で、日本医療リンパドレナージ協会等の認定を受けた者とすべきだ。今後運動する。
- ④従来、地方厚生局が取扱った学校・養成施設設置認可は都道府県に移行される。

次回会合は平成27年2月6日（金）予定。

～～（公財）東洋療法研修試験財団カード作業部会開催～～

（公財）東洋療法研修試験財団「以下（財団）という」（小早川隆敏理事長）の免許保有証（仮称）平成26年度第2回作業部会が平成27年1月21日、財団事務所最寄の味覚糖ビルで開かれた。

小早川理事長、後藤常務理事、事務局関係者、厚労省、医政局医事課代表、日盲連、岩屋評議員、日マ会、時任会長、高橋専務理事など、推進協7団体を代表する部会員が出席した。

席上、協議された課題・決定事項は次の通り。

①カードに研修記録を付加するかについては、議論百出したが、結果的には2月6日予定の推進協での議論を待つ。②発行手数料は①との関係が深く、その結論を待つが、概ね単純な証明証の場合は1千6百円、記録機能を付加すると2千円前後と見られる。③名称は「免許保有証（仮称）」とする。④視覚障害者への配慮としては「テレホンカード同様切り込みを付けよ」との意見もあったが、点字を貼り付けることとなった。⑤本籍地、氏名等については、本免許証に記載されている内容の範囲となった。

次回会合は、2月6日の結果を待って改めて決める。今回の部会は以前、鍼灸マッサージ保険推進協議会（保険推進協）が要望した3つの事項の内3番の要望により、厚労省と財団の間で決定し、作業に入った。その際の要望事項は次の通り。

①施術所の窓口で自己負担分を支払うだけで施術を受けられるようにして下さい。②訪問医療と同様、計画的・継続的に施術のできる「訪問施術制度」を創設して下さい。③無資格違法類似業者との差別化を図る為「携帯用免許証明書」を発行して下さい。

～～第7回あはき推進協が東京・四谷で開催～～

推進協の平成26年度第7回会合が平成27年2月6日、東京、四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連竹下会長、同あはき協小川会長・須藤副会長、日マ会時任会長・笠原副会長・野本理事など、加盟団体を代表する委員が出席した。席上、報告・協議された主な事項は

- ①日鍼会（仲野会長）組織内の「あはき法改正準備室（小川卓良室長）」では学識経験者等の意見を聞きながら作業を進めているが、各方面の意見を求めている
- ②日盲連あはき問題戦略会議（戦略会）では、早急に「無資格施術被害110番」を設け、無資格違法類似業者被害例を搜し出し、国家賠償の行政訴訟を起こす予定
- ③学校協会は平成27年1月13日、厚労省交渉を行ない指導要領、認定規則改訂について話し合った
- ④柔道整復研修試験財団では国試改善検討委員会を設け、活動に入っている
- ⑤大阪府立盲学校では平成27年度以後、柔道整復科設置の予定。大阪府盲では以前から柔整科設置運動を行なっていたが、解決する迄経過的措置として、関西柔整専門学校に依託生を送っていた。今回、正式に同科の設置となったもの
- ⑥既に財団内の検討委員会の検討結果を、当推進協に委任された免許保有証（仮称）は、今後「国家免許保有証」と称する
- ⑦「国家免許保有証」には将来、研修記録を付加し得るようなカードとし、当面は研修記録の機能は付加しない。次回会合は4月17日の予定。

編集後記

◆「公益社団法人」の法人格を取得して三年目を迎えました。幼児に例えれば3歳児で、両親の素養を享け土台作りの真最中というところです。◆しかし、法人ではそのような悠長な事を言ってはいられません。会員の皆様は、業界団体としての何らかの成果を求めて止まないからです。事務局は泣き言はいいません。現状の与えられた中で、会員の皆様に精いっぱいのサービスをしていきたく思っております、平成27年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。◆本会の近くで、神田川両岸に植樹され、川を覆うように栄えている古木の桜木も、ちらほら開花を見ることができます。◆日本列島は細長く、これから桜前線は北上の一途となり、当分の間、各地域の方々の目を楽しませてくれることでしょう。 <Y. H>